乗合タクシー 次期契約に向けて【当日修正】

<修正箇所>

P12 使用車両 次期運行内容

【修正前】継続 → 【修正後】・「セダン型タクシー(乗客定員4人)」を 「運賃区分普通車」に変更する ・他の内容は継続とする

P22 次期契約での運行内容について 項目 使用車両 運行内容 【修正前】・セダン型タクシー(乗車定員4人)→【修正後】・運賃区分普通車

■スケジュール

令和元年7月24日 乗合タクシーの課題と今後の方向性のまとめ (第23回地域公共交通会議)



•次期契約運行内容の方向性検討

令和元年11月5日 次期契約の運行内容の方向性のとりまとめ (第24回地域公共交通会議)

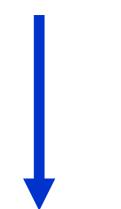


•次期契約運行内容詳細検討

令和 2年10月2日 次期契約の運行内容合意 (第26回地域公共交通会議)



令和2年10~12月 次期契約の事業者選定 ・ 契約締結



- 次期契約事業者の認可申請
- •追加停留所設置準備
- ・次期契約運行内容の周知

令和 3年4月1日 次期契約での運行開始

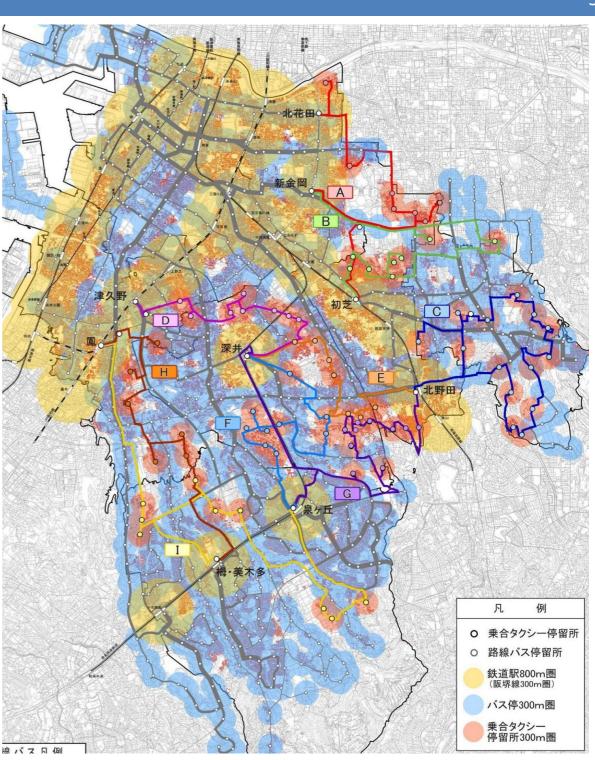
- ①前回会議で示した次期契約に向けた運行内容の方向性について [資料4-1]
- ②停留所の追加、及び一部ダイヤの変更について [資料4-2]
- ③次期契約の運行内容について [資料4-3]
- ④事業者の選定方法及び今後のスケジュールについて [資料4-4]

堺市乗合タクシーについて

公共交通空白地域と鉄道駅などを結ぶ 市内9ルートを運行

ルート名	ŧ	己終点	停留所数		
Α	北花田駅	新金岡駅 初芝駅	8		
В	新金岡駅	初芝駅	9		
С	北野田駅	(美原区循環)	1 5		
D	津久野駅	深井駅	9		
E	深井駅	北野田駅	7		
F	深井駅	泉ヶ丘駅	9		
G	北野田駅	泉ヶ丘駅 深井駅	10		
Н	鳳駅	栂·美木多駅	7		
I	泉ヶ丘駅	栂·美木多駅 鳳駅	9		
	8 3				

[※]停留所数には、起終点(駅)は含んでいない。



■乗合タクシー

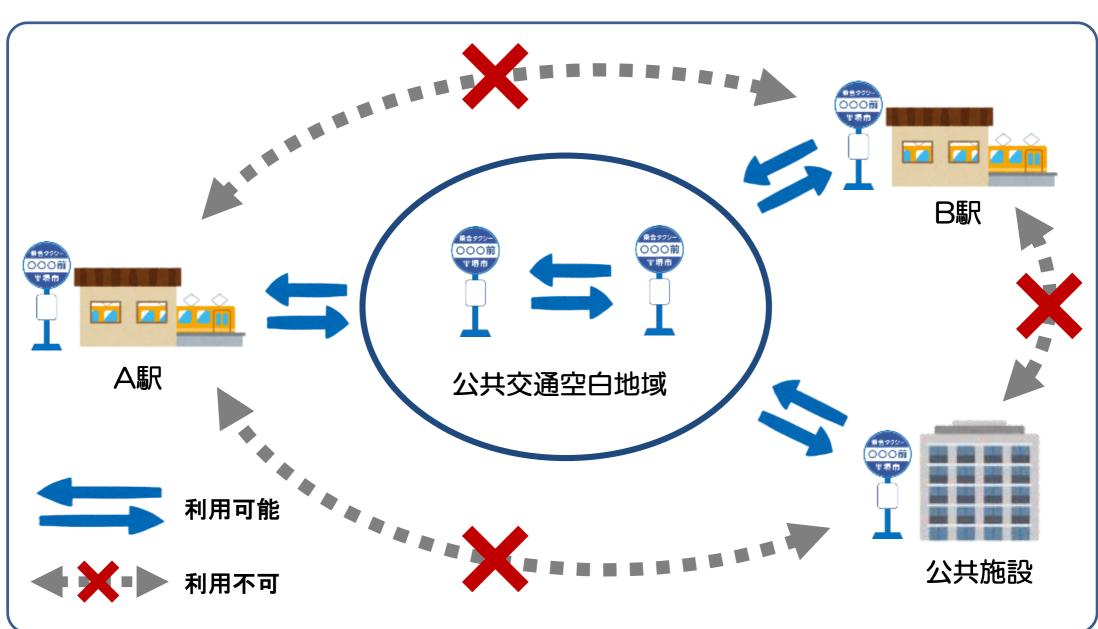
鉄道駅やバス停から離れた地域(公共交通空白地域)の方の日常生活に必要な移動手段 を確保することを目的に運行。

■運行内容

項目	内容
運行形態	・停留所及び時刻表を設定して予約制で運行 ・予約のない停留所はショートカット可とする区域運行 ・誰でも利用可(事前登録は不要)
運行ルート	鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅等を結ぶ市内9ルート※制度の趣旨から「駅前」から「駅前」、「駅前」から「公共施設(H30.6追加)」、「公共施設(H30.6追加)」から「駅前」の利用はできません。
使用車両	・一般に使用しているタクシー車両を共用・セダン型タクシー(乗客定員4人)・定員を超過した場合は増車で対応
運行日•便数	・1ルート1方向につき毎日5便 ・予約のない便は運休
運賃	・大人300円、小人150円 ・おでかけ応援カードの提示で100円 ・障害者の方は、大人150円、小人80円
予約体制	・一般のタクシーと同じ配車室にて予約を受け付け ・受付期間は乗車1週間前から2時間前まで(第1便は前日18時まで)
運行改善	乗合タクシーは確立された制度でないため、需要や地域ニーズ等を踏まえて、実 証運行、本格運行において順次運行改善を図ってきている。

堺市乗合タクシーは、公共交通空白地域における移動手段の確保を目的としているため、 事業の趣旨から、<u>鉄道駅で乗車して別の鉄道駅で降車</u>することは<u>できない</u>。

また、鉄道駅で乗車して公共施設で降車、公共施設で乗車して鉄道駅で降車することはできない。

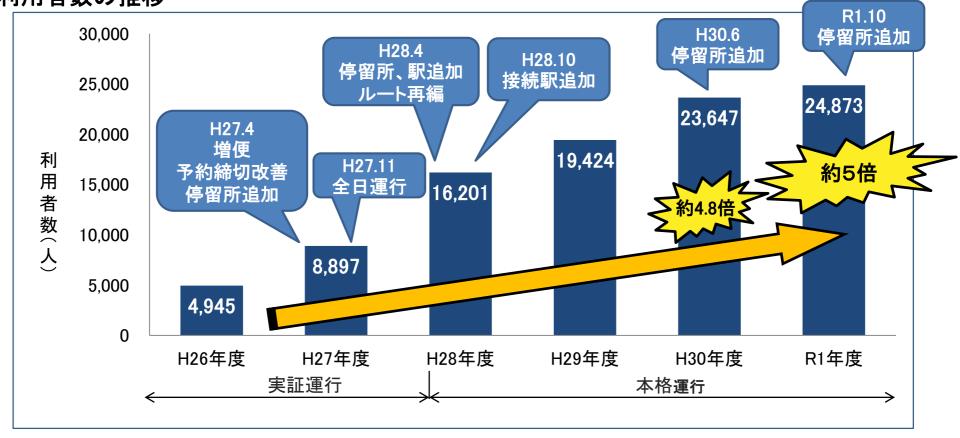


平成26年 3月10日	実証運行開始	・運行方式はデマンド型の区域運行 ・公共交通空白地域と鉄道駅を結ぶ9ルート ・平日運行、4便/日 ・予約受付期間は1週間前から3時間前まで
平成27年 4月 1日	運行改善	・増便(4便/日⇒5便/日)・予約受付期間の延長 (締切を3時間前まで⇒2時間前まで)・停留所2箇所追加
平成27年11月 1日	全日運行開始	·運行日の拡大(平日運行⇒全日運行)
平成28年 4月 1日	<u>本格運行開始</u>	・停留所8箇所、駅1箇所追加、接続駅変更を伴うルート再編
平成28年10月 1日	接続駅追加	・本格運行時に接続駅を変更したルートで、元の 接続駅を追加
平成30年 6月 1日	停留所追加	·公共施設4箇所追加 ·公共交通空白地域1箇所追加
令和元年10月 1日	停留所追加	·公共交通空白地域1箇所追加

資料4-1

乗合タクシー 前回会議で示した 次期契約に向けた運行内容の方向性について





利用者数は年々増加しており、公共交通空白地域の方の移動手段として定着しているため、欠く事の出来ない事業である。

継続を前提に運行内容の検討を実施

現行運行形態の特徴

- ・路線バス等を利用しにくい地域を対象とし、<u>路線バスの運行形態を指標</u>としている。
- ・経費や運行の効率化を図るため、<u>予約のあった便、停留所のみを運行</u>している。
- ・公共交通空白地域には狭隘な道路が多いため、<u>待機場所が確保できる箇所を選定して停留所を設置</u> している。
- ・運行形態については、地域公共交通会議において<u>関係交通事業者の合意</u>が得られることを前提としている。
- ・鉄道やバスを利用しにくい地域を運行することで、他の公共交通に影響を及ぼさないよう配慮している。
- •利用者を特定せず、誰でも利用できる。

乗合タクシーの制度目的や基本的な考え方を踏まえると、 現行のデマンド交通(定時定路線)が適切。

現行の運行形態を継続

項目	現運行内容
運行ルー ト	- 鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅等を結ぶ市内9ルート ※制度の趣旨から「駅前」から「駅前」、「駅前」から「公共施設(H30.6追加)」、「公共施設(H30.6追加)」から「駅前」の利用はできません。
運行形態	・停留所及び時刻表を設定して予約制で運行 ・予約のない停留所はショートカット可とする区域運行 ・誰でも利用可(事前登録は不要)
運行日 便数	・1ルート1方向につき毎日5便・予約のない便は運休
使用車両	・一般に使用しているタクシー車両を共用・セダン型タクシー(乗客定員4人)・定員を超過した場合は増車で対応
運賃	・大人300円、小人150円 ・おでかけ応援カードの提示で100円 ・障害者の方は、大人150円、小人80円
予約体制	・一般のタクシーと同じ配車室にて予約を受け付け ・受付期間は乗車1週間前から2時間前まで(第1便は 前日18時まで)

次期運行内容

継続

但し、要望等を踏まえ 今回停留所の追加を検討

継続

継続

現行の便数を維持し乗合率の向上を模索

- ・「セダン型タクシー(乗客定員4人)」を 「運賃区分普通車」に変更する
- ・他の内容は継続とする

継続

継続

但し、現行の予約体制を基本に最適な予 約方法を検討していく

資料4-2

乗合タクシー 停留所の追加、及び一部ダイヤの変更について

■停留所の追加について(前回の会議より)

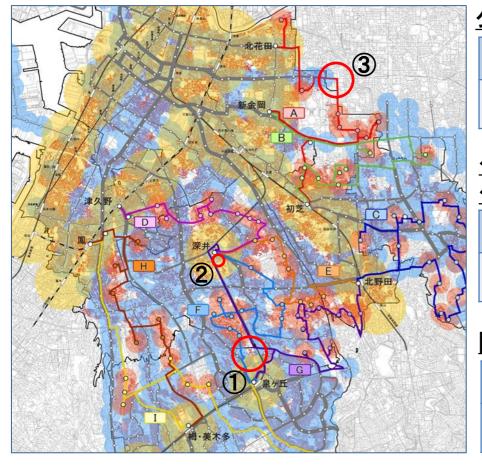
- 1. 公共交通空白地域への停留所の設置
- 2. 公共交通空白地域以外で、公的かつ乗合率の向上が見込まれる施設への停留所の設置

利用者等の要望や道路状況、既存の公共交通への影響も踏まえ、 停留所の追加を検討

■停留所の追加場所について

停留所追加場所については、前回会議での要件を満たす場所、要望がある場所、かつ既存ルートから大きくそれない場所とする。

追加候補地



公共交通空白地域

No.	追加場所	区	ルート	用途
1	土佐屋台	南区	F	公共交通空白地域

公共交通空白地域以外で、 公的かつ乗合率の向上が見込まれる施設

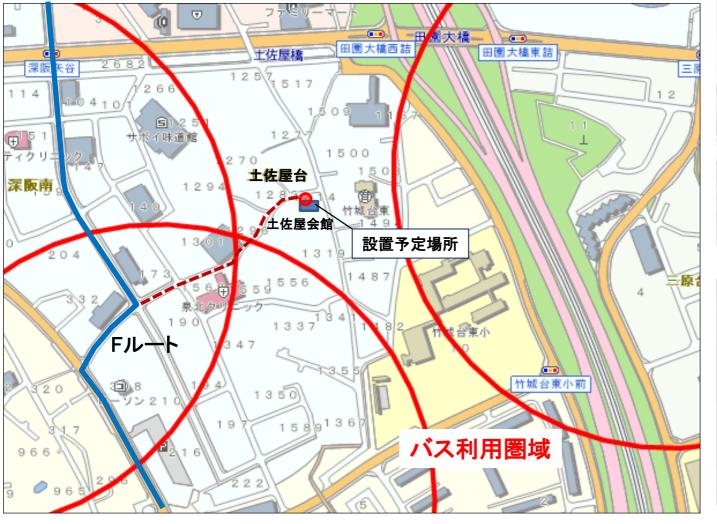
No.	追加場所	区	ルート	用途
2	中区役所	中区	D,E,F,G	公共施設

<u>隣接市</u>

No.	追加場所	区	ルート	用途
3	松原市	南新町	А	隣接市

①南区 土佐屋台

- ・公共交通空白地域への設置 (カバーできる世帯数:約100世帯)
- ・要望あり
- 接続ルート: Fルート







②中区 中区役所

- ・公共交通空白地域以外で、公的かつ乗合率の向上が見込まれる施設への設置
- -要望あり
- •接続ルート: D·E·F·Gルート







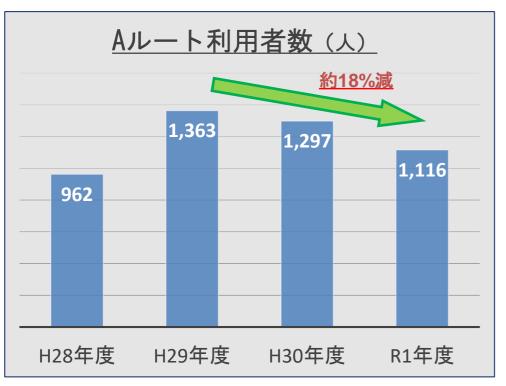


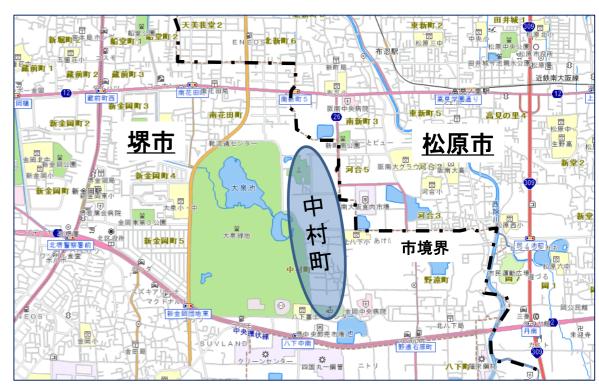


Aルートの利用者数は減少傾向にある。

中村町自治会から、運行改善の要望があった。

実態を把握するためアンケート調査をしたところ、中村町は、松原市との市域付近に位置していることもあり、多くの方の生活圏が松原市内も含んでいることが分かった。





③松原市 南新町

今回の設置予定地については隣接する松原市内であるが、路線バスへのアクセスが向上することや、 病院が近くなり利便性が向上するといったことからも、次の観点のもと停留所を設置することとする。

- ① 駅から、又は駅までの利用は不可
- ② 公共交通空白地域から、不特定多数の人が訪れる場所
- ③ 自治会からの要望がある
- ④ バス路線と重複していないルート上での設置
- ⑤ 市境界から300m以内での設置
- ⑥ 道路改良等伴わずに、設置場所を確保できること
- ⑦ 隣接市の同意が得られること

•接続ルート: Aルート







■Aルートのダイヤ変更について

これまで同便の出発地、または目的地において初芝駅と新金岡駅の利用が重なる場合は、それぞれの駅に配車するため車両を2台必要としていた。次期運行においては、初芝駅を起終点とし新金岡駅を経由する運行にすることで、同便で上記のように予約が入った場合でも1台の配車で対応可能となる。

現状

Aルート	第2	1便	第2便		第3便		第4便		第5便		
初芝駅/新金岡駅	8:12	8:15	10:12	10:15	12:12	12:15	14:12	14:15	16:12	16:15	
⑦野遠東	8:	30	10:30		12:30		14:30		16:30		
i i	:		÷	i		i i		i i		:	
北花田駅	8:	58	10:58		12:58		14:58		16:58		
北花田駅	9:	10	11:10		13:10		15:	:10	17:10		
i i	:		i i		:		÷		÷		
⑦野遠東	9:	38	11:38		13:38		15:	:38	17:	:38	
初芝駅/新金岡駅	9:56	9:53	11:56	11:53	13:56	13:53	15:56	15:53	17:56	17:53	

変更後

及文仪						
Aルート	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	
初芝駅	8:05	10:05	12:05	14:05	16:05	
新金岡駅	8:15	10:15	12:15	14:15	16:15	
i	÷	:	:	i	i i	
北花田駅	8:58	10:58	12:58	14:58	16:58	
北花田駅	9:10	11:10	13:10	15:10	17:10	
÷	i i	:	÷	:	÷	
新金岡駅	9:53	11:53	13:53	15:53	17:53	
初芝駅	10:03	12:03	14:03	16:03	18:03	



資料4-3

乗合タクシー 次期契約の運行内容について

項目	運行内容
運行ルート	- 鉄道駅やバス停から離れた地域と鉄道駅等を結ぶ市内9ルート ※今回停留所 3箇所追加 ※制度の趣旨から「駅前」から「駅前」、「駅前」から「公共施設(H30.6追加)」、 「公共施設(H30.6追加)」から「駅前」、「市外停留所」から「駅前」、「駅前」から 市外停留所」の利用はできません。
運行形態	・停留所及び時刻表を設定して予約制で運行 ・予約のない停留所はショートカット可とする区域運行 ・誰でも利用可(事前登録は不要)
運行日 便数	・1ルート1方向につき毎日5便・予約のない便は運休
使用車両	一般に使用しているタクシー車両を共用運賃区分普通車定員を超過した場合は増車で対応
運賃	・大人300円、小人150円 ・おでかけ応援カードの提示で100円 ・障害者の方は、大人150円、小人80円
予約体制	・一般のタクシーと同じ配車室にて予約を受け付け・受付期間は乗車1週間前から2時間前まで(第1便は前日18時まで)

※事業者からの提案や利用者からの要望があれば、次年度以降もよりよい制度となるように運行改善を検討していく。

資料4-4

事業者の選定方法及び 今後のスケジュールについて

■事業者の選定方法について

市町村が運行を委託する場合における運行主体の選定方法

運行を委託する場合の運行主体(一般乗合旅客自動車運送事業者)の選定にあたっては、運行経費の多寡のみを基準とすることなく、収益拡大策、運行の安全性、利用者の利便性、環境への配慮、緊急時の対応能力の観点から総合的に評価することが重要である。

出典:コミュニティバスの導入に関するガイドライン(国土交通省)

総合評価方式の一般競争入札にて次期乗合タクシー事業者選定を 行うこととし、次の評価項目により、総合的に審査し、事業者を選定。

■事業者選定の評価項目について

- *業務遂行能力
- •運行の安全性確保及び緊急時の対応
- •利用者の利便性向上 (予約受付体制、配車計画、サービス向上への取組など)
- •事業費

- ◇上記評価項目の審査基準は、2名以上の学識経験者に意見聴収を行ったうえで、 総合評価一般競争入札評価委員会で審議し、決定する。
- ◇その後、事業者からの提案を受け、同評価委員会で提案内容を審査し、運行事業者を決定する。

■今後のスケジュール

次期契約に向けた運行内容に関する地域公共交通会議の合意

令和2年10月~12月・総合評価方式の一般競争入札による
次期乗合タクシー事業者選定、及び契約運行準備
・乗合事業の許認可申請
・追加停留所設置
・利用案内の刷新

令和3年4月 運行開始